

手話言語条例に関する現時点での考え方について

1 手話言語条例

(1) 概要

財団法人全日本ろうあ連盟による手話言語法制定推進事業（平成 22 年 10 月立ち上げ）として、国に対し、手話言語に関する権利を実効性を持って保障するよう「手話言語法」の制定を求められています。

都道府県及び市町村に対しては「手話言語条例」の制定による、手話習得の機会確保や手話を使用しやすい環境づくりなどを求め、制定自治体を増やすことで、「手話言語法」制定の機運を高めるよう取り組まれています。

(2) 制定状況（令和元年 12 月現在）

ア 全国

自治体	都道府県	市	特別区	町	村
制定数	27/47	210/792	8/23	41/743	1/183

（都道府県制定数は大阪府を含む）

イ 府内

大東市、大阪市、堺市、熊取町、岬町、貝塚市、寝屋川市、藤井寺市、富田林市、四条畷市岸和田市、和泉市、羽曳野市、東大阪市の 12 市 2 町（33 市 9 町 1 村中）が制定。

(3) 条例の主な内容

各市とも手話の普及啓発等の基本的な取組の方針を規定しています。

主な内容は次の通りです。

ア 手話は言語であること。

イ 「市の責務」

手話への理解促進、普及啓発を図ること。手話を使用しやすい環境を整備するための施策を推進すること。

ウ 「市民の役割」

手話に対する理解や市の施策への協力に努めること。

エ 「事業者の役割」

手話に対する理解や市の施策への協力に努めること。手話の活用や聴覚障がい者への合理的配慮に努めること。

オ 手話に関する施策推進方針の策定

(4) 各市の条例制定後の施策等

『手話言語条例制定後の施策等に関する聞き取り結果』…資料4-2

2 本市での主な経過

(1) 平成28年3月

第4期本市障がい者計画において、「手話言語条例の制定の検討」を明記しました。

(2) 平成29年5月～令和元年7月

手話言語条例について、当事者団体との懇談を7回実施し、意見交換を重ねました。

(3) 平成29年9月

障がい者福祉に係る条例制定の検討会議・作業部会を設置。

当事者団体との意見交換を行いながら、他市の動向調査や当事者アンケートを実施しました。

(4) 平成29年12月

聴覚障がい者に対する施策検討のアンケートを実施しました。

アンケートの分析により、聴覚障がい者のうち、手話を必要としている方は約5分の1でしたが、当時は次のように総括しています。

- ① 手話だけではなく、それぞれのコミュニケーション手段にも配慮が必要。
- ② そのため、市としてまず取り組むべきことは、市民等への啓発と市職員の意識改革。
それが障がい者への理解、合理的配慮につながる。
- ③ コミュニケーション支援の観点から、手話を独自の言語であると定め、普及していくための条例制定は望ましい。引き続いての検討が必要。また、手話以外のコミュニケーション手段についても支援を広げることが求められている。

(5) 平成30年7～8月（報告書は平成31年3月）

吹田市民意識調査において、聴覚障がい者や手話に関するアンケートを実施しました。

アンケートの分析は以下のとおりです。

ア（ア）手話を知らない⇒45%

（イ）手話を知っている⇒51%

その内、手話が言語の1つであることを知っている⇒86%

⇒【課題】：手話について一層の啓発が必要。

イ（ア）手話を見聞きしたことがある人で、手話を勉強したいと思っている人⇒32%

その内、どこで学べばよいかわからないと答えた人⇒63%

⇒【課題】：手話講習会のより一層の周知、学習機会の充実が必要。

ウ（ア）聴覚障がい者とのコミュニケーションをとったことがない⇒69%

（イ）手話を見聞きしたことがある人で、手話を勉強したいと思わない人⇒64%

その理由として、

「使う機会がないから」、「聴覚障がい者と接する機会がないから」、「手話を知らなくても困らないから」などが挙げられていること。

⇒【課題】：聴覚障がい者が日常的に手話を使用しやすい環境づくりや、より多くの市民が様々な機会の手話に触れ合える環境づくりを推進していくことが必要。

3 障がい福祉室の考え方

※ 現時点では、条例化せずに、次期障がい福祉計画に位置付けて、必要な施策を計画的に推進したいと考えています。

（1）条例化しない理由

ア 手話言語条例は理念的な性格が強く、手話の市民周知に一定の効果はありますが、施策実現のために必ずしも条例が必要ではないと考えています。

条例化した自治体の現状を見ても、条例がなければ実施できないような施策や事業は見受けられません。

現時点では、理念条例の策定よりも、個々の課題解消に向けた具体的な施策の実現に力を注ぎたいと考えています。

イ 他の法令と重複すること。

手話言語条例で定める目的や理念、市の責務や市民及び事業者の努力義務などの規定については、障害者基本法、障害者差別解消法が定める内容と趣旨が同じであること。

また、手話の習得の機会の確保に重点を置いた大阪府の「言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」により、法だけでは不十分と考えられる部分は一定補填されていること。

そのため、市の条例がなくても、手話は言語であるとの認識に立脚し、手話の普及啓発や意思疎通支援の施策を推進していくことは可能と考えています。

（2）施策の拡充内容

ア 令和元年度

職員研修を強化し、手話講習会入門コースに障がい福祉室職員 2 名を通年参加させ、庁内での手話の普及や職員の意識啓発を図っています。

イ 令和 2 年度（予定）

手話通訳員派遣の体制を強化し、現在の障がい福祉室の手話通訳員の体制、非常勤 1 名、臨時雇用員 1 名（欠員中）を非常勤 2 名とします。

(3) 今後の予定

ア 聴覚障がい者施策検討プロジェクトチームの設置

障がい福祉室職員で令和2年1月に設置しました。当事者団体との意見交換を行いながら、必要な施策の検討を進めます。

まずは、啓発事業について検討を進める予定です。

イ 施策推進方針の検討

手話への理解促進及び普及に関すること、情報取得に関すること、意思疎通支援に関することなどについて、第6期障がい福祉計画にどのような形で盛り込むべきかの検討を進めます。